

慶應義塾大学 AI・高度プログラミングコンソーシアム規約

2019 年 3 月 11 日制定
2019 年 6 月 14 日改正
2021 年 5 月 28 日改正
2023 年 4 月 1 日改正
2023 年 4 月 25 日改正
2024 年 4 月 1 日改正
2025 年 2 月 25 日改正

慶應義塾大学 AI・高度プログラミングコンソーシアムの運営等に必要な事項について、次のとおり規約（以下、「本規約」という。）を定める。

（設置）

第 1 条 慶應義塾大学（以下、「義塾」という。）は、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート（以下、「KGRI」という。）内センターとして、慶應義塾大学AI・高度プログラミングコンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）を設置する。

（名称）

第 2 条 本コンソーシアムの名称は、以下のとおりとする。

和文名称：慶應義塾大学 AI・高度プログラミングコンソーシアム

英文名称：AI and Advanced Programming Consortium

略称：AI コンソーシアム

（目的）

第 3 条 本コンソーシアムは、国内外の企業、教育・研究機関、自治体等と相互に連携を図り、実社会のデータを用いた実学的なプログラミングを実施する環境を学生に提供することにより、自らの着想を自らの技術で社会実装へと発展させることのできる人材を育成することを目的とする。また、産業界とのコラボレーションを構築し、AI 技術を研究し、その応用範囲を拡大するための共同研究を行う。これにより、具体的で実践的な AI の活用事例を積み重ね、活用方法の確立と普及を目指す。

（事業）

第 4 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため次の各事業（以下、「本コンソーシアム事業」という。）を行う。

- 1 先端的教育活動
- 2 国内外の企業、教育・研究機関、自治体等との協働による人材育成の促進
- 3 勉強会、講演会、セミナー、コンテスト等の開催
- 4 産業界とのコラボレーションによる共同研究体制の構築と、AI技術の研究
- 5 社会や産業におけるAI活用方法の確立と普及
- 6 AI技術を活用することによる課題や、法的・倫理的・心理的な側面の研究と整備
- 7 本コンソーシアムにおける活動・成果と、具体的なAI活用事例の発信
- 8 その他本コンソーシアムの目的達成のために必要な事業

（会員）

第 5 条 本コンソーシアムは、第 3 条（目的）に賛同し、本コンソーシアムの活動に積極的に参画する法人および団体で、本コンソーシアムへの入会を承認された者（以下、「法人会員」という。）をもって構成する。

（入退会）

第 6 条 本コンソーシアムに入会しようとする者は、所定の入会申込書を第 9 条（役員）に規定する代表に提出し、代表から入会許可書の交付を受けなければならない。なお、法人会員は、所定の入会申込書とあわせて当該法人会員において本コンソーシアムに参加する個人の一覧を提出しなければならない。また、参加者に変更がある場合

は、参加者一覧を変更のうえ、代表に提出しなければならない。

② 入会要件は、次の各号に掲げる事項とする。

- 1 第3条（目的）に賛同し、本規約を遵守すること
- 2 第7条（会費）に規定する会費を納めること
- 3 本コンソーシアムの会員として法人名または団体名が公表されることを了承すること
- 4 本コンソーシアムへ提供した情報は、個人情報を除き、退会後も本コンソーシアムが第3条（目的）に規定する目的のために活用する場合があることを了承すること

③ 会員が年度途中で本コンソーシアムを退会しようとするときは、所定の退会申込書を第9条（役員）に規定する代表に提出し、代表から退会許可書の交付を受けなければならない。

④ 会員の入会および退会にかかわる審査は、第10条（運営委員会）に規定する運営委員会が行う。審査内容は開示されないものとする。

（会費）

第7条 会員は、第13条（会計）第1項に定める会計年度について、別紙に定める本コンソーシアムの年会費を支払うものとする。

② 特定の会員の参画が本コンソーシアムの発展に資すると代表が判断した場合、当該会員の会費を減額、免除または現物支給に代えることができる。

③ 会社計算規則第2条第3項第22号で定義される「関係会社」のうち、2社が本コンソーシアムに参画する場合、その年会費は別紙で定める年会費とし、3社以上の「関係会社」が本コンソーシアムに参画する場合の年会費は、「本コンソーシアム」と当該法人との協議により決定するものとする。

④ 前項に規定する年会費は、義塾が発行する請求書に基づき、請求書発行日の翌月末までに指定する銀行の預金口座宛に一括で振り込む方法により支払うものとする。振込手数料は支払者の負担とする。

⑤ 会費は、原則、当該会計年度内に納めなければならない。

⑥ 退会以前に納付した会費は理由の如何を問わず返還しない。また、会費が未納または不足の場合には、これを完納しなければならない。

（除名）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条（運営委員会）に規定する運営委員会の議を経て、これを除名することができる。

1 本規約（第21条（その他））に基づき定められた本コンソーシアムに関する細則・内規その他の規則を含む。）を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

2 他の会員の財産、名誉、社会的信用、プライバシー、その他の権利を侵害する行為のあったとき

3 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき

4 相当の理由なくして第7条（会費）に規定する会費の滞納があるとき

5 反社会的勢力である、もしくは、反社会的勢力と特定の関係があるとき、またはその恐れがあると認められるとき

6 法令または公序良俗に反する行為を行ったとき

（役員）

第9条 本コンソーシアムに、次の役員を置く。

1 代表1名 第1条（設置）に規定する「KGRI」内センターのセンター長とする。

2 副代表若干名 代表が選任し、第10条（運営委員会）に規定する運営委員会の承認を得た者とする。

② 代表は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。

③ 副代表は、代表を補佐するとともに、代表が欠けたときまたは事故のあるときは、その職務を代行する。

④ 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の任期とする。

⑤ 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条（運営委員会）に規定する運営委員会の議を経て、これを解任することができる。

1 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき

2 本規約への違反等、役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

3 役員が、所属する法人の職を離れたとき

（運営委員会）

第10条 本コンソーシアム内に、円滑な運営および運営にかかわる重要事項の審議、議決を行うため、運営委員会を置く。

② 運営委員会は義塾に所属する専任教員で構成される。ただし、本コンソーシアムの運営上、特にその必要性が

- 認められる場合、代表は、運営委員会の議を経て上記以外の者を運営委員会の委員として加えることができる。
- ③ 運営委員会の委員長は、代表または代表が指名する者が務める。
 - ④ 運営委員会の委員は、委員長が指名する者が務める。
 - ⑤ 運営委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の任期とする。
 - ⑥ 代表は、本コンソーシアムの運営上、必要と認められるときに運営委員会を開催することができる。
 - ⑦ 運営委員会の議事は、次のとおりとする。
 - 1 活動計画
 - 2 予算および決算
 - 3 役員のうち副代表の選出および解任
 - 4 解散および本規約の改廃
 - 5 会員の入会および退会にかかわる審査ならびに会員の除名
 - 6 その他運営委員会が必要と認めた事項
 - ⑧ 運営委員会の事務は第12条（オフィス）に規定するオフィスメンバーが行うものとする。
 - ⑨ 運営委員会は、必要に応じて運営委員会のもとに活動計画、知財管理および人材育成等について検討するワーキンググループを設置することができる。

（定例報告会）

- 第11条 代表は、本コンソーシアムの活動状況を会員に報告するための定例報告会を開催する。
- ② 定例報告会は、法人会員をもって構成する。ただし、必要に応じて、代表の了承を得て、法人会員以外の者を出席させることができる。
 - ③ 定例報告会は、毎年開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ④ 定例報告会は、代表が召集し、代表が議長を務めるものとする。

（オフィス）

- 第12条 「本コンソーシアム事業」を円滑に遂行するために本コンソーシアム内にオフィスを設置する。
- ② オフィスは、義塾に所属する職員等で構成するものとする。
 - ③ オフィスは、次の各号の業務を行う。
 - 1 会員の入会および退会にかかわる手続業務
 - 2 会員との連絡調整業務
 - 3 運営委員会および定例報告会の運営業務
 - 4 広報業務
 - 5 AIC 主催の講習会や教育イベントを実施する際のサポート業務
 - 6 その他代表が必要と認める業務

（会計）

- 第13条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
- ② 本コンソーシアムの経理は「慶應義塾経理規程（昭和46年2月15日制定）」の定めるところによる。
 - ③ 本コンソーシアムの経費は、会員の負担する会費をもってこれに充てる。ただし、本コンソーシアムへの寄付金等を経費に充てることを妨げない。
 - ④ 予算に定める支出計画のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、運営委員会の議を経て、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（情報の取扱い）

- 第14条 本コンソーシアム事業の目的を達成に必要な限りにおいて、会員間に開示される個人情報を除くすべての情報は、原則として自由に他の会員に開示することができる。

（知的財産権の留保およびその取扱い）

- 第15条 会員は、前条において開示される情報が知的財産にかかわる情報であったとしても、当該知的財産にかかわる権利は開示者に留保されるものであって 当該情報の開示により、当該権利の実施もしくは利用の許諾または移転がなされるものと解釈してはならない。
- ② 本コンソーシアムでは、別途定めない限り、知的財産にかかわる権利を保有しない。
 - ③ 法人会員が、義塾と本コンソーシアムの活動を契機とした共同研究等を希望する場合、別途、義塾と協議のうえ、共同研究契約その他必要な契約を締結するものとする。

(免責)

第 16 条 第 3 条（目的）に規定する目的に基づき、義塾は、明示または黙示に表示されているかどうかを問わず、本コンソーシアムの活動により他の会員の期待、企図等する成果が発生することおよび発生した成果が他の会員の期待や目標等を充足、実現することを保証しない。

(反社会的勢力の排除)

第 17 条 義塾および会員は、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

1. 自らまたは自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 2. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 4. 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 5. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 6. 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② 義塾および会員は、他方当事者に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、または第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証する。
1. 暴力的または脅迫的な言動を用いる不当な要求行為。
 2. 相手方の名誉や信用等を毀損する行為。
 3. 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
 4. その他これらに準ずる行為。
- ③ 義塾および会員は、相手方当事者が前二項のいずれかに違反し、または虚偽の申告をしたことが判明した場合、除名を意思を書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）で通知の上、直ちに除名することができる。この場合において、前二項のいずれかに違反し、または虚偽の申告をした当事者は、除名権を行使した他方当事者に対し、当該解除に基づく損害賠償を請求することはできない。
- ④ 前項に定める除名は、除名権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(活動内容および活動成果の公開)

第 18 条 本コンソーシアムの活動内容および活動の成果は、原則として公開するものとする。

(設置期間)

第 19 条 本コンソーシアムの設置期間は、2024 年10 月31 日までとする。ただし、運営委員会において事業継続が議決された場合、1 年間更新するものとし、最長で2029 年10 月31 日まで継続とする。

(解散)

第 20 条 本コンソーシアムの年度途中の解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、運営が困難となった場合等に、運営委員会の議を経て代表がこれを行うものとする。

(規約の改廃)

第 21 条 本規約の改廃は、運営委員会の議を経て代表が決定する。

(その他)

第 22 条 本規約に定めるもののほか、本コンソーシアムに関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、別に定めるものとする。

附 則

本規約は、2019 年4 月1 日から施行する。

附 則（2019 年6 月14 日）

本規約は、2019 年6 月14 日から施行する。

附 則（2021 年5 月28 日）

本規約は、2021 年5 月 28 日から施行する。

附 則（2023 年4 月1 日）

本規約は、2023 年4 月 1 日から施行する。

附 則（2023 年4 月25 日）

本規約は、2023 年4 月 25 日から施行する。

附 則（2024 年4 月1 日）

本規約は、2024 年4 月 1 日から施行する。

附 則（2025 年2 月25 日）

本規約は、2025 年2 月 25 日から施行する。

別紙

コンソーシアム参加費

AIC における活動内容	スタンダード 金額	アドオン金額 1	アドオン金額 2	その他
① 講習会への参加	500 万円／年 ※資本金 1 億以下の法人：250 万円／年			
② 自社教育イベントの実施、 AIC 主催イベントへの参加				
③ AIC ラウンジの使用、塾生と の交流				
④ 生成 AI リーダー養成 プログラムへの参加		300 万円／年		
⑤ 製品／サービスの展示・誘客			300 万円／年	
⑥ 訪問研究員の受け入れ				
⑦ 共同研究の実施				応相談／件

※上記①～⑦の独自組み合わせを希望する場合、年会費は応相談とする。